

議 第 53 号

平成29年 2 月 21 日提出

熊本市老人福祉センター条例の一部改正について

熊本市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市老人福祉センター条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の表熊本市中央老人福祉センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

中央老人福祉センターを廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。